

ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書

ハンセン病元患者家族の被害に対し、政府の謝罪・賠償を求める集団訴訟が行われたのは平成28年3月15日のことだった。これに対して政府は、「家族に差別は及んでいない」との立場をとっている。

これまでの政府のハンセン病問題の対応を見ると、平成13年熊本地裁判決において国の隔離政策の違憲性を受け入れ、これにより謝罪と賠償を行っている。さらに、実態調査と検証を徹底するため、厚生労働省内に「ハンセン病問題検証会議」を立ち上げ、あらゆる分野のハンセン病差別との関わりを調査・研究をし、被害には「家族の被害」にも含めている。その後救済対象は旧植民地化の療養所にも拡大、その結果残された被害対象は家族のみとなった。

このことについては、学者研究やマスコミ等によって明らかにされ、厚生労働省も中学生向け啓発パンフレットで、「入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見と差別」について明らかにしている。

検証会議や啓発パンフレットでは、家族の苦悩・被害を明らかにして啓発しながらも、裁判では家族の被害を認めようとしない“ダブルスタンダード”が、国民の間に不信感を招き、救済への本気度が問われている。

このことを踏まえ、次の事項について強く要請する。

1. 政府はハンセン病元患者家族の訴えに対し、謝罪と賠償等の適切な措置を講ずること。
2. 国会は家族の訴えを受け止め、謝罪・賠償を政府に要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定による意見書を提出する。

令和元年7月1日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	厚生労働大臣
-------	-------	--------	--------